

県立がんセンター、「がんゲノム医療拠点病院」に指定

受診から治療まで一貫して受けることができる「拠点病院」に指定

治療方針を決定できる病院は「中核拠点病院」(11か所)に限られていたが、多くの患者に対応できるよう、厚生労働省は新たに「拠点病院」(34か所)を指定

がんゲノム医療提供体制の変更

現在の提供体制

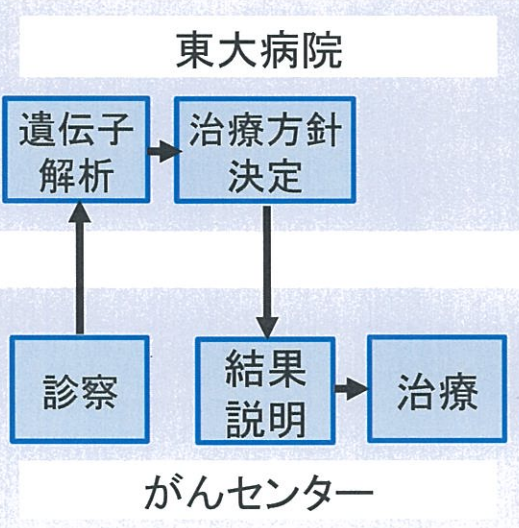
中核拠点病院

全国11か所
専門家が治療方針を決定

連携病院

全国156か所

中核拠点病院と連携し、治療を実施



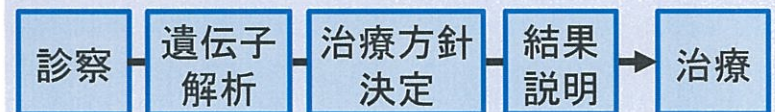
今後の提供体制

中核拠点病院

拠点病院

全国34か所新設
ワンストップで治療方針決定

連携病院



「拠点病院」化により、診察から治療まで県内で完結

がんゲノム医療とは

肺がん、大腸がんなど「がんの種類ごとの治療」から「遺伝子変異ごとの治療」へ

がん遺伝子検査による
個人のゲノム情報

遺伝子変異に応じた
抗がん剤決定

遺伝子変異が判明しても、対応する薬剤がない場合や
薬剤が分かっても保険適用されていない場合がある